

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から53年1月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私は、夫の勧めで国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を区役所から送付された納付書により金融機関で納付していた。また、申立期間②の保険料が還付された記録になっているが、私は保険料を還付された覚えは無い。申立期間③の保険料は、区出張所、金融機関及び郵便局で、送付された納付書により納期限内に納付しており、納付を中断するようなことはなかった。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する当該期間直前の領収証書では、申立人は保険料を納期限内に納付していることが確認でき、申立人が当該期間当時に保険料を納付していたとする金融機関及び郵便局は当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さはいかたがえない。

2 一方、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳では、申立人は当該期間直後の昭和53年2月から国民年金の任意加入とされていることが確認できることから、任意加入前の当該期間は国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無く、

当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付額に関する記憶が明確でなく、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②については、還付整理簿において、当該期間の保険料は、申立人が昭和54年1月に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失したため還付されたことが確認でき、還付整理簿には申立人の国民年金手帳の記号番号、氏名、当時の住所、還付金額、還付事由、還付決定日、還付支払日及び自宅の電話番号が明確に記載されており、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
私は、昭和 59 年 11 月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は元妻が集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「元妻が集金人に保険料を納付していた。」としているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 11 月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であること、申立人が当時居住していた市では、当時、集金人による戸別訪問徴収が行われていたことなどから、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 47 年頃に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付書が送られてくる都度、金融機関で納付していたはずである。妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人及びその妻は、昭和 47 年 1 月頃に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人は、申立期間を除き、46 年 4 月から、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 11 月から、それぞれ 60 歳に到達するまで長期間にわたり保険料を納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間当時の月収は 20 万円から 30 万円ほどで、生活状況に変化は無かったと述べている上、夫婦二人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から同年9月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、サラリーマンの妻が国民年金に任意加入することができることを知った昭和50年に、自身で国民年金の加入手続を行い、区役所から送付されてきた納付書で3か月ごとに区出張所又は金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳及びオンライン記録により、申立人が主張するとおり、昭和50年1月28日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人は、申立期間①を除き、任意加入した同年1月分から申立期間②直前の60年12月までの国民年金保険料を納付している上、申立期間②以降に未納期間は無い。

また、申立期間①及び②前後の納付状況をみると、昭和60年4月から同年6月までの保険料を同年同月に、同年10月から同年12月までの保険料を61年1月に、いずれも納期限内に納付している状況が確認でき、申立期間①及び②についても納期限内に保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫は、申立期間及びその前後も同一事業所に勤務していたことがオンライン記録により確認でき、申立人は、申立期間当時、生活状況に変化は無かったと説明している上、申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 50 年 5 月に国民年金に再加入し、51 年 3 月以降は、元夫名義の預金口座から口座振替で 3 か月ごとに夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。53 年 3 月に市役所で転居手続を行った際、窓口で「今から金融機関の引落しを停止することは間に合わないので、今までどおり 3 か月分の保険料の引落しが行われる。」と説明を受けたので、申立期間の保険料もその前の期間と同じように引落しが行われたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している。

また、申立人が元夫名義の預金口座から口座振替により夫婦二人の保険料を納付していたとする申立人の元夫は、申立期間の保険料が納付済みであり、申立期間当時に申立人及びその元夫が転居した際の転出市及び転入市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間を除き、昭和 50 年 5 月から 56 年 3 月までの期間における申立人及びその元夫の保険料収納月は全て同月であることが確認できる。

さらに、上記の転出市における申立人及びその元夫の国民年金被保険者名簿兼検認票の申立期間に係る保険料納付状況欄には、「残 3 / 27」と記載され、備考欄には、転出日が申立期間の保険料の口座振替が行われる日より後の昭和 53 年 4 月 1 日である旨が記載されていることが確認でき、同転出市では、「転出日の日付は、実際の転出日より後になって記載されるため、申立期間の口座振替は可能であったものと考えられる。」と説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年3月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成6年2月の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年2月28日から同年3月31日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月28日）より後の平成6年3月31日付けで、遡及して同年2月28日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社においては、申立人のほかに事業主を含む11名が申立人と同様に、平成6年3月31日付けで、同年2月28日に遡及して被保険者資格を喪失しており、このうち事業主を含む3名の標準報酬月額が、資格喪失処理日と同日付けで、同社における資格取得日に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員は、申立期間当時、同社では給与の遅配があったと回答している。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員でないことが確認できるとともに、申立人は、自分は製品の製造に従事していたと回答しているところ、同社の元従業員も同様の回答をしていることから、申立人は、上記資格喪失処理に関与していなかったものと認められる。

なお、申立人から提出された平成5年4月分から6年2月分までの給料支払明細書により、11か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成6年2月28日以降も法人事業所であったことが確認できることから、同社は、当該期間においても厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月28日）より後の平成6年3月31日付けで行われた申立人に係る被保険者資格の喪失処理は、事実即したものとは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該喪失処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、当該喪失処理日である同年3月31日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年1月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年3月31日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の現事業主（元事業主の妻）は、元事業主は既に死亡し、また、当時の資料は残っておらず、申立人に係る社会保険の取扱いについては不明と回答しているところ、申立人から提出された平成6年3月分の給料支払明細書により、同年3月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年9月までは50万円、同年10月から6年1月までは53万円、同年2月から同年10月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年11月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年9月までは50万円、同年10月から6年1月までは53万円、同年2月から同年7月までは47万円と記録されていたところ、同年8月4日付けで、4年7月に遡及して8万円に減額訂正され、また、6年10月の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、同年11月1日付けで、8万円に減額訂正され、さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年11月8日）より後の7年4月5日付けで、5年9月に遡及して減額訂正された結果、申立期間に係る標準報酬月額は、4年7月から5年8月までは8万円、同年9月から6年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円と記録されていることが確認できる。

また、A社においては、申立人以外にも平成6年8月4日付けで4年7月に遡及して標準報酬月額が減額訂正されている者が15名確認できる。

さらに、A社の元事業主から回答は無いが、同社の複数の元従業員は、同社は平成になってから経営不振となり、4年頃からボーナスのカット、6年

頃は給与の支払遅延等があったと供述している。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において同社の役員でないことが確認できる上、同社の複数の元従業員が、申立人は営業職であり、社会保険手続には関与していなかったと供述していることから、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理には関与していなかったものと認められる。

加えて、雇用保険の支給台帳記録によると、申立人に係る離職時賃金日額は1万5,532円（30日分は46万5,960円）であることが確認でき、申立人に係る給与支給額が減額された事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月4日付け、同年11月1日付け及び7年4月5日付けで行われた申立人に係る上記遡及訂正処理は、事実在即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年9月までは50万円、同年10月から6年1月までは53万円、同年2月から同年10月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から11年6月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が30万円となっているが、保有している給与明細書では、給与支給額は60万円前後であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月から10年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、9年11月20日付けで、8年10月及び9年10月の定時決定の記録が取り消され、8年10月に遡及して30万円に減額訂正され、さらに、9年12月1日付けで、7年11月に遡及して30万円に減額訂正された結果、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、30万円とされていることが確認できる上、A社の事業主の標準報酬月額について、申立人と同様に9年11月20日付けで、7年11月に遡及して減額訂正されたことが確認できる。

また、A社に係る「厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書」により、平成6年9月以降、同社では厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、同社の役員であったことが確認できるが、同社の事業主は、申立人は店舗運営担当の営業部長であったと供述している上、同社の複数の従業員も、申立人は営業部長であり、厚生年金保険事務の担当ではなかったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成9年11月20日付け及び同年12月1日

付けで行われた申立人の当該期間に係る標準報酬月額の変及訂正処理は、事実上即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該変及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該変及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年11月から10年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成10年10月から11年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、上記減額訂正処理が行われた9年12月1日より後の最初の定時決定（平成10年10月1日）で30万円と記録されており、当該処理について、上記変及訂正処理との直接的な関係は見当たらず、社会保険事務所において不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そのため、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額30万円に基づく額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年8月31日から同年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月30日から同年12月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を同年9月30日、資格喪失日に係る記録を同年12月15日とし、当該期間の標準報酬月額を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月15日から24年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を23年12月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月31日から24年1月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤続25年の表彰状があり、申立期間も同社で勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保管する申立人に係る人事記録表に基づく同社からの回答及び申立人が提出した勤続25年の表彰状から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年9月30日に同社C支店から同社本店に異動、同年12月15日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間のうち、昭和23年8月31日から同年9月30日までの期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、6,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思うとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和23年9月30日から同年12月15日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における同年8月の上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、6,600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思うとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和23年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間のうち、昭和23年12月15日から24年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社C支店に係る上記被保険者名簿の記録から8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思うとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成元年11月は47万円、同年12月から2年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から2年11月30日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額となっていない。給与が減額された記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成2年11月30日）の後の平成2年12月7日付けで、元年11月に遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記訂正処理日において取締役であったことが確認できるところ、同社の元事業主は、申立人について、「取締役で営業正社員であった。社会保険の届出及び手続の権限は無かった。」と回答している上、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員は、「申立人は営業担当であった。」と回答しており、申立人は、当該減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年11月は47万円、同年12月から2年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は46万5,000円、同年12月10日は88万9,000円、17年12月9日は28万1,000円、18年7月10日は29万1,000円、19年7月10日は13万4,000円、20年7月10日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 9 日は 46 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 88 万 9,000 円、17 年 12 月 9 日は 28 万 1,000 円、18 年 7 月 10 日は 29 万 1,000 円、19 年 7 月 10 日は 13 万 4,000 円、20 年 7 月 10 日は 6 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は20万1,000円、同年12月10日は27万7,000円、18年7月10日は37万6,000円、19年7月10日は6万6,000円、20年7月10日は94万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成18年7月10日
④ 平成19年7月10日
⑤ 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 9 日は 20 万 1,000 円、同年 12 月 10 日は 27 万 7,000 円、18 年 7 月 10 日は 37 万 6,000 円、19 年 7 月 10 日は 6 万 6,000 円、20 年 7 月 10 日は 94 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は40万6,000円、同年12月10日は39万7,000円、17年12月9日は38万6,000円、18年7月10日は38万9,000円、19年7月10日は38万3,000円、20年7月10日は41万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 9 日は 40 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 39 万 7,000 円、17 年 12 月 9 日は 38 万 6,000 円、18 年 7 月 10 日は 38 万 9,000 円、19 年 7 月 10 日は 38 万 3,000 円、20 年 7 月 10 日は 41 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は37万5,000円、同年12月10日は36万6,000円、17年12月9日は35万7,000円、18年7月10日は36万4,000円、19年7月10日は36万2,000円、20年7月10日は39万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 9 日は 37 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 36 万 6,000 円、17 年 12 月 9 日は 35 万 7,000 円、18 年 7 月 10 日は 36 万 4,000 円、19 年 7 月 10 日は 36 万 2,000 円、20 年 7 月 10 日は 39 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を74万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、74万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は33万7,000円、同年12月10日は32万9,000円、17年12月9日は32万1,000円、18年7月10日は32万8,000円、19年7月10日は32万7,000円、20年7月10日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成19年7月10日
⑥ 平成20年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 9 日は 33 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 32 万 9,000 円、17 年 12 月 9 日は 32 万 1,000 円、18 年 7 月 10 日は 32 万 8,000 円、19 年 7 月 10 日は 32 万 7,000 円、20 年 7 月 10 日は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 9 日は 31 万円、同年 12 月 10 日は 30 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 9 日
② 平成 16 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 7 月 9 日は 31 万円、同年 12 月 10 日は 30

万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年11月から7年9月までは38万円、同年10月から8年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年9月までは38万円、同年10月から8年2月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年3月16日）の後の同年4月4日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であることが確認できるものの、事業主及び複数の同僚は、「申立人は、サッシ製造・営業を担当しており、社会保険に関する権限は無かったと思う。」と回答していること、及び事業主は、「自分が上記減額訂正処理に同意した。」と回答していることから、申立人は、社会保険に関する権限が無く、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年11月から7年9月までは38万円、同年10月から8年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社D工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月15日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員経歴情報により、申立人は申立期間にA社に継続して勤務（同社本社から同社C支社D工場に異動）していたことが確認できる。

また、A社が加入していたA厚生年金基金（現在は、B厚生年金基金）の加入員台帳によると、申立人の同社本社における資格喪失日及び同社C支社D工場における資格取得日について、昭和49年2月15日と記録されていることが確認できるところ、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び当該厚生年金基金への届出書について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C支社D工場において昭和49年2月15日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記加入員台帳の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成5年9月から6年10月までは22万円、同年11月から7年3月までは19万円、同年4月から8年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは22万円、同年10月から10年4月までは20万円、同年5月から11年9月までは22万円、同年10月から12年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月6日から14年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と異なっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成21年9月*日付けで解散しており、申立人も申立期間における給与明細書等を保有していないため、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について不明であるが、申立期間のうち、7年4月以降については、B銀行C支店から提出された「普通預金月中取引記録表（控）」により、オンライン記録の標準報酬月額（平成7年4月から11年10月までは9万8,000円、同年11月から12年6月までは20万円、同年7月から14年7月までは26万円）を上回る毎月26万円から28万円前後の給与振込額があったことが確認できる。

また、申立人と同じ店舗に勤務していた従業員が保有する申立期間に係る給与明細書により、当該従業員の給与支給額、差引支給額及び厚生年金保険料控除額が確認でき、平成5年9月から12年6月までの期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該従業員のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

以上のことから、申立期間のうち、平成5年9月から12年6月までの期間について、

申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年4月から12年6月までの標準報酬月額については、上記従業員の当該期間における総支給額と差引支給額との比率（控除率）及び申立人の給与振込額から算出した保険料控除額から、7年4月から8年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは22万円、同年10月から10年4月までは20万円、同年5月から11年9月までは22万円、同年10月から12年6月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成5年9月から7年3月までの標準報酬月額については、上記従業員の当該期間における総支給額と差引支給額との比率（控除率）並びに同年4月以降の上記従業員の差引支給額と申立人の差引支給額（給与振込額）の差から算出した申立人の当該期間に係る差引支給額及び報酬月額により推認できる保険料控除額から、5年9月から6年10月までは22万円、同年11月から7年3月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されていないことから不明であると回答しているが、上記従業員が保有する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該従業員のオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年7月から14年7月までの標準報酬月額については、上記「普通預金月中取引記録表（控）」における給料振込額及び上記従業員の当該期間に係る給与明細書から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B工場への異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る「経歴台帳」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月及び8年4月から9年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月
② 平成8年4月から9年4月まで

私の母は、私が学生のときの国民年金保険料を納付してくれていたが、母が納付することができずに未納となっていた期間の保険料は、私が後からまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したとしているが、申立期間①については、当該期間直後の平成6年12月及び7年1月の保険料が9年1月に過年度納付により納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「アルバイトでためたお金で申立期間の保険料を一括して納付した。」としているものの、申立人は保険料の納付場所及び納付額等に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や上記以外の状況は確認できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13231 (事案 5307 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
私の母は、昭和 36 年 6 月頃に転居して間もなく、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、また、申立人が国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間当時の家族の状況を説明するとともに、新たに見つかったとする昭和 53 年 2 月時点の住民票(写)を提出している。

しかしながら、申立人が提出した住民票(写)は申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料と認めることはできない上、申立期間当時に申立人と同居していたとする二人の妹も申立期間及び直後の期間は国民年金に加入していなかったことがオンライン記録で確認できるほか、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料の提出や具体的な説明は無いなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から42年3月までの期間、43年7月から49年3月までの期間、同年10月から50年3月までの期間及び同年10月から平成13年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から42年3月まで
② 昭和43年7月から49年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで
④ 昭和50年10月から平成13年8月まで

私は、20歳から60歳に到達するまでの40年間のうち、国民年金保険料が納付済みとされている期間以外にも保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納又は免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳が発行された昭和40年6月時点では、当該期間のうち、36年9月から38年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「国民年金手帳の記号番号が払い出された区で国民年金の加入手続や保険料を納付した記憶は無く、父親が加入手続や保険料の納付を行ってくれたのかもしれない。」としているが、申立人の父親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

2 申立期間②及び③については、申立人は、「自分が当時経営していた店に集金に来ていた区職員に保険料を納付していた。」としているものの、当該期間の保険料の納付頻度、納付時期及び納付金額に関する記憶が明確でなく、具体的な納付状況が不明である。

3 申立期間④については、申立人は当初、「保険料の免除手続を行った記憶が無く、免除されていた期間も保険料を納付していた。」と申し立てていたが、途中から「免除手続を2回行った記憶がある。」と説明を変更するなど、免除期間の

保険料の納付に関する記憶が明確でない上、申立人は、「昭和 62 年頃から平成 2 年頃まで住所不定であったので、保険料を納付していないと思う。」として、当該期間の保険料を納付していなかったことを認めている。

また、申立人は、平成 4 年 11 月に職権により住民票が消除されていることが申立人の戸籍の附票で確認でき、申立人の住所が再び設定された 22 年 12 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

- 4 さらに、申立期間は合計 453 か月と長期間であり、行政が長期にわたって事務処理を誤ることも考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から61年3月まで

私は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付についての具体的な記憶は無いが、納付していた保険料を途中から納付しなくなった覚えも無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和52年8月から申立期間直前の54年12月までの国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるものの、当該期間の保険料の納付に関する記憶を含め、申立期間直後の第3号被保険者資格を取得するまでの75か月に及ぶ申立期間の保険料の納付場所、納付頻度、納付方法、納付金額等について、全く覚えていないとしており、保険料の納付に関する具体的な状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から同年9月まで
私は、国民年金に加入後、学生納付特例期間を除き国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

学生納付特例制度は平成12年4月から開始しているが、申立人は8年4月から13年3月までは前納制度を利用して国民年金保険料を納付しており、学生納付特例制度による最初の免除申請年月日は、同年11月28日であることがオンライン記録より確認でき、その前月である同年10月から保険料納付猶予の取扱いとなっている記録に不自然さは無い。

また、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が無いとしており、そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和59年2月以降記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間に係る記録管理に漏れや誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13237 (事案 11847 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 10 月まで
私は、昭和 54 年当時居住していた市から国民年金保険料に関する督促状が届いたため、申立期間に係る保険料はその都度、市役所か金融機関で納付していたと思う。あるいは、父が保険料納付してくれていたかもしれない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、住民票において確認できる昭和 56 年 4 月から居住している区において 57 年 8 月に払い出されている上、申立人に対して申立人が主張する市において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii) 申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶は明確でなく、保険料を納付していたとする申立人の父親から事情を聞くことができないなど、申立期間当時の納付状況が不明である、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 8 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出等はなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年4月から平成元年5月まで
私の母は、昭和 63 年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和 63 年4月頃に国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成3年7月頃に申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことと推認でき、当該時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる調査の結果、昭和 63 年4月頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、平成3年7月8日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人が当該作成時点で制度的に保険料の納付が可能な元年6月から2年3月までの保険料を過年度納付していることも確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付してくれていたとする母親は、保険料の納付に係る記憶が明確でない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から46年12月まで
私は、私の妻が納付してくれた申立期間の国民年金保険料に係る領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書により申立期間の保険料を納付したと主張しているが、旧国民年金法附則第18条3項によれば、国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間について納付する場合は、先に経過した月の分から順次納付処理を行うこととされているところ、昭和49年5月10日作成の附則18条納付者リスト（第2回特例納付者リスト）により、申立人が40年度及び41年度の各7か月の保険料を特例納付した記録となっていることが確認できる上、59年5月10日作成の年度別納付状況リストにおいても、40年度及び41年度の各7か月の保険料を特例納付したとの記録になっていることから、申立人が当初申立期間の保険料として特例納付した14か月の保険料は、40年9月から41年10月までの保険料として、先に経過した月の分から順次納付処理が行われたことが確認できる。

その後、当該特例納付により納付済みとされた期間（昭和40年9月から41年10月まで）は、厚生年金保険加入期間と重複することが判明したため、平成19年7月に厚生年金保険加入期間を除く先に経過した月である昭和41年11月及び同年12月並びに44年1月から同年12月までの期間の計14か月に納付記録の付け替えが行われていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さは無い。

また、申立人の妻から提出された特例納付に係る領収証書も、申立人と同じく申立期間を納付期間とするものであるが、オンライン記録より、昭和45年4月から46年5月までの14か月間の保険料を特例納付した記録になっていることが確認で

き、これも、先に経過した月の分から順次納付があったものとする事務処理原則に基づく処理であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13240 (事案 10674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私は、自分が所持する年金手帳に初めて被保険者となった日が平成元年8月1日と記載されていることから、この頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年1月頃時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人が主張する元年8月頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その所持する年金手帳に初めて被保険者となった日として平成元年8月1日と記載されていることから、この頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、戸籍の改製原附票により、申立人が加入手続を行ったとする区の前に居住していた市において、5年3月12日に住民登録が消除されていることが確認できることから、申立人が区役所で加入手続を行ったとする元年8月頃は、住民票は前居住市のままであり、区役所において転入手続及び国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当た

らないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、年金手帳に記載されている「初めて（国民年金の）被保険者となった日」は、国民年金の被保険者資格を取得した日を表しており、国民年金の加入時期を示すものではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年12月まで

私は、母から勧められて昭和53年頃に区出張所で国民年金の加入手続を行うとともに付加保険料の申出も行った。その際に、区職員から国民年金保険料を遡って納付することができるという旨を聞いたため、加入手続直後に2回又は3回に分けて郵便局で付加保険料を含めて納付していた。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の任意加入者の加入時期から、同年2月頃に申立人に対して払い出されていることが推認でき、同時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人から提出された領収証書により、申立期間直後の昭和51年1月から52年3月までの保険料は53年3月27日に、52年4月から53年3月までの保険料は同年5月27日にいずれも過年度納付していることが確認でき、申立人は加入後、制度的に納付が可能な期間の保険料を分割で納付したと認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、会社を退職した昭和46年3月の翌月又は2か月後に、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を1か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月か5月頃に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の手帳記号番号は49年11月13日に払い出されたとの記載があること、及び申立人が唯一所持する国民年金手帳の発行年月日は同年11月8日となっていることから、同年11月に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていることが推認できることから、同時点では、申立期間の半ばは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする昭和46年4月又は5月頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、第2回特例納付制度が昭和49年1月から実施されていることから申立期間の保険料は特例納付することが可能であるが、申立人は、特例納付や遡って保険料を納付したことはないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から61年12月まで
私の母は、昭和55年春頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、20歳から30歳までの10年間の国民年金保険料を一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年春頃に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日及び任意加入被保険者の加入時期から、平成元年1月頃に払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ったとする昭和55年春頃に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、平成元年2月6日に過年度納付書が作成され、同年3月10日に昭和62年1月から63年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、母親は加入後、制度的に納付することが可能な期間の保険料を納付したと認められる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする母親は、まとめて納付したと説明するのみで、納付額に関する記憶が明確でない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 45 年*月頃に市役所に行った際、市職員から 20 歳になったら国民年金に加入しなければならないと言われ、国民年金の加入手続を行った。その際に交付された年金手帳には、初めて被保険者となった日は 45 年*月*日となっている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、50 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、同時点で、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 45 年*月頃に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に現在所持するオレンジ色の表紙の年金手帳を受け取ったとしているが、申立人が主張するとおり昭和 45 年*月頃に加入手続を行った場合には、別の色の表紙の国民年金手帳が交付されることになる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年12月までの期間、4年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から同年12月まで
② 平成4年3月及び同年4月

私は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたと主張しているが、申立人が当時居住していた市における平成3年度の国民年金被保険者収滞納一覧表の申立人の欄には、同年度の全期間が「資格喪失」と記録されているほか、「7年2月に4年1月6日資格喪失、同年3月11日資格取得、同年5月1日資格喪失」の記録が追加されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人の主張と上記被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録とは相違する。

また、申立人は、申立期間内において会社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと述べており、国民年金保険料を納付した期間の記憶は明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間における国民年金への切替手続きの場所及び手続き内容の記憶が明確ではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から63年9月まで

私は、結婚を契機に国民年金の加入手続を行い、毎月、区出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人が居住していた区において、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、毎月、区出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時、申立期間の大部分は3か月ごとの納付期限であったほか、納付したとする金額は当時の保険料額と異なっているなど、申立期間当時の制度と相違している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から61年3月まで

私は母から、私が大学生で20歳になった昭和56年*月に、母が区役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付していたと聞いており、私と同様、弟も20歳になった59年*月に任意加入手続を行い、口座振替で保険料を納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった昭和56年*月に母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、保険料は父親名義の預金口座から口座振替で納付していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和61年7月に申立人の弟と連番で払い出されており、当時、大学等に在学する期間の国民年金は任意加入の適用期間であったことから、当該記号番号の払出時点では、申立人は申立期間まで遡って加入することはできないほか、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和61年3月に大学を卒業しており、オンライン記録によると、上記手帳記号番号が払い出された同年7月において、申立人は、大学卒業により強制加入の被保険者に該当となった同年4月1日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の弟は、20歳になってから1年10か月後の同年*月に、任意加入により同被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が弟も20歳になった時に国民年金の加入手続を行ったと主張する時期と一致しない。

さらに、申立人及びその母親は、申立人の年金手帳を受領した記憶は無いと説明しており、申立人に対して、申立期間同時に別の手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年11月までの期間、48年1月、同年2月、49年3月、同年4月及び55年3月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年11月まで
② 昭和48年1月及び同年2月
③ 昭和49年3月及び同年4月
④ 昭和55年3月
⑤ 昭和55年4月から57年7月まで

私は、昭和46年7月に会社を退職した後、アルバイト先で怪我をしたので健康保険被保険者証が必要になり、国民健康保険の加入手続を行った。記憶は定かでないが、同時に、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に納付してきたと思う。申立期間①、②及び③の保険料はどこで納付したか記憶は無いが、申立期間④及び⑤の保険料は区役所で納付した。

申立期間①、②、③及び④が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、昭和46年7月に会社を退職した後、アルバイト先で怪我をしたことから国民健康保険の加入手続を行い、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び保険料額に関する記憶は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は56年5月に払い出されており、当該期間は未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、当該手帳記号番号及び厚生年金保険の手帳記号番号の両方が記載された年金手帳を1冊所持しているが、当該年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人は当該期間の保険料を納付していた記憶があるとして申立てを行ったが、その後、自身の記憶違いであり、保険料を納付していなかったと思うと主張を変更している。

申立期間④及び⑤については、申立人は、保険料を区役所で納付していたと主張しているが、当該期間の保険料の納付頻度、保険料額に関する記憶は無く、申立期間④は、未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であり、申立期間⑤は、上記手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 5 月時点で、当該期間に係る 55 年度の保険料は過年度納付となるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無く、制度上、過年度保険料は区役所で納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年2月まで
私の父は、私が会社を退職後、専門学校生となった昭和49年頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月に会社を退職後、申立人自身で初めて国民年金への加入手続を行った際、区出張所で職員から49年4月から52年3月まで国民年金に加入していたと言われたので、申立人の父親が加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであるとして申し立てているが、申立人が所持する年金手帳の記号番号は56年12月頃に払い出されているほか、申立人は、当該年金手帳以外の手帳を父親から受領したり所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶は無いと説明しており、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、加入手続及び保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 31 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における元上司の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険に係る事業所記号順索引簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 53 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散していることが確認でき、事業主は所在が不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の上記元上司は、申立期間①の厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、上記被保険者名簿により、同社の元従業員に照会したところ、回答のあった5名は、いずれも適用事業所となる昭和 53 年 1 月 1 日以前の給与明細書を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除を確認することができない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録及びB社の元事業主の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険に係る事業所記号順索引簿及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 56 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の元事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56

年2月1日であり、申立期間②は厚生年金保険に加入していない期間であるとし、同社の元総務経理担当者は、申立人から厚生年金保険料を控除したことは無いと供述しており、また、同社の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる同年2月1日以前は、厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社の元同僚5名のうち、2名は既に死亡しており、残る3名は申立人を記憶していないため、これらの元同僚から、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、所在が判明した元従業員に照会したが、回答のあった複数の元従業員（経理・社会保険担当者1名を含む。）は、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態を確認することができない。

なお、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から同年11月30日まで
ねんきん定期便によると、A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、実際の標準報酬額はもっと高かったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成7年11月30日の後の同年12月6日付けで同年5月に遡って9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び減額訂正処理時において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は社会保険事務所（当時）への届出に係る事業主印の管理は、社会保険事務担当者が行っていたと回答しているところ、押印に係る指示又は承認について、申立人は、「事務員が行い、自分は報告を受けたと思います。」と回答していることから、申立人は、平成7年12月6日付けの遡及訂正に係る届出に同意したことがうかがえる。

さらに、上記社会保険事務担当者に、当時の保険料納付、滞納の有無及び遡及訂正に係る代表取締役の役割について照会したところ、同人の親族から入院中のため回答できない旨連絡があり、当時の状況を確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月1日から同年12月まで
② 平成6年12月から7年12月まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社を退職後に、以前勤務していたB社に復職した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。給与はアップし、天引き額も増えたことを覚えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の業務内容に関する詳細な供述及びA社の従業員の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人及び従業員が、社会保険事務を担当していたとする事業主からも回答を得られないことから、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、A社の当該期間の従業員数について、「代表取締役、専務及び自身を含めた従業員6人の合計8人であった。」としているところ、オンライン記録で確認できる同社の厚生年金保険の被保険者は、当該期間当時、4人であることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社の複数の従業員の回答により、申立人は、平成6年1月に同社を退職後、期間は特定できないものの、再度同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の代表取締役は所在不明であり、同社の閉鎖時の代表取締役は、「会社は清算済みであり、当時の書類等は全く無い。」と回答していることから、これらの者から同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当該期間当時の経理担当者は、「厚生年金保険には正社員のみ加入させた。当時の従業員数は約10人であった。」と回答しているところ、オンライン記録で確認できる当該期間当時のB社の厚生年金保険の被保険者数は4人から6人であることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、B社において厚生年金保険の加入記録を確認できる従業員には、その期間に符合する雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人の申立期間②に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、主にB事務所において、再開発関連の業務に携わった。同事務所の所長及び同僚の氏名を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、申立人が氏名を記憶している同社B事務所の所長及び同僚について、申立期間に、厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

しかし、被保険者名簿から、申立期間にA社に勤務していた、上記所長及び同僚を含む14人に照会し、12人から回答が得られたが、申立人の氏名を記憶している者はいなかった。

また、A社は、平成10年12月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の申立期間当時の事業主及び厚生年金保険事務担当者は既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る雇用保険の受給記録によると、申立人は、昭和52年11月10日に、前職のC社を離職した後、同年11月14日に求職の申込みを行い、同年11月21日から53年2月18日まで、求職者給付の基本手当を受給していたことが確認できる。

加えて、被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間において、健康保険証番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月から 6 年 12 月 1 日まで

A 社（平成 6 年 1 月 6 日に B 社に名称変更）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思う。安全運転管理者証の写しと慰安旅行の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人が保有する安全運転管理者証（平成 5 年 8 月 30 日交付）の写し及び社名と日付（平成 6 年 3 月 18 日）入りの慰安旅行の写真から、申立期間のうち平成 5 年 7 月 12 日から 6 年 12 月 1 日までの期間について、B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は平成 6 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないものの、同社が委託していたとする税理士事務所が保管する財務会計処理データにより、申立人の申立期間における厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の従業員の一人名は、従業員が B 社において事業主に対して厚生年金保険の適用事業所となるよう頼んで、平成 6 年 12 月 1 日に適用事業所となったものであり、それより前に給与から保険料の控除は無かった旨供述している。

加えて、C 市役所における申立人の国民健康保険の記録は、資格取得日が平成 5 年 2 月 5 日、資格喪失日が 6 年 12 月 2 日となっている。また、オンライン記録によると、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を申請免除されており、B 社が厚生年金保険に

加入した日に厚生年金保険の資格を取得している 14 人（申立人を除く。）のうち 5 人は、申立期間に国民年金保険料を納付しており、一人は申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23338 (事案 14791 及び 22240 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与額より低くなっている旨第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正を認めることはできない旨通知を受けた。

この判断に納得できないため、申立期間当時の状況の説明書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出されたA社に係る平成 14 年 7 月分の給料明細及び 7 年から 15 年までの給与所得の源泉徴収票において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、また、申立人の主張する厚生年金保険料が控除されていたとしても、申立人は申立期間において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められること等から、既に当委員会の決定に基づき 23 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料として、「申立期間当時の状況の説明書」及び「平成 7 年分から 15 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の写しを提出し、再申立てを行ったが、申立期間（98 か月）のうち、平成 7 年 9 月及び 8 年 2 月の 2 か月については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、申立人は、「事業主の指示の下、会社の経理事務全般を担っていた。」としており、特例法第 1

条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められること、申立期間のうち7年1月から同年8月まで、同年10月から8年1月まで及び同年3月から15年1月までの期間（計96か月）については、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額となっており、特例法による保険給付の対象には当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき23年12月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間当時のA社の経営状況や自身は使用人の立場であった旨の説明文を新たな資料・情報として提出しているが、この説明文からは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。